

## 公表第7号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会委員長及び久留米市企業管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年3月31日

久留米市監査委員	田中俊博
久留米市監査委員	埴秀二
久留米市監査委員	秋吉政敏
久留米市監査委員	塚本篤行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成26年度

部局名：上下水道部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	旅費支給事務 旅費に含まれる経費の一部が別途支払われているにもかかわらず、旅費の減額調整をしていないものがある。	直ちに戻入処理を行った。
指摘事項	財務監査	財産管理事務 公共下水道敷の占用料について、条例に定められた徴収期限を半年以上過ぎても、収入に係る事務手続が行われていないものがある。	直ちに当該占用料の調定を行い、各占用者あてに納付通知書を送付した。